

横浜市環境影響評価技術指針 (案)

平成 23 年 2 月

横浜市

目 次

第 1 章	技術指針策定の趣旨等	1
第 1 節	技術指針策定の趣旨	1
第 2 節	技術指針で使用する用語	2
第 3 節	基本的事項	6
1	技術指針の構成	6
2	図書を作成するにあたっての留意点	6
第 2 章	計画段階配慮	8
第 1 節	配慮書	8
1	配慮書の作成	8
2	配慮書の構成	8
第 2 節	配慮市長意見見解書	10
1	配慮市長意見見解書の作成	10
2	配慮市長意見見解書の構成	10
第 3 章	環境影響評価	11
第 1 節	方法書	11
1	方法書の作成	11
2	方法書の構成	14
第 2 節	準備書	16
1	準備書の作成	16
2	準備書の構成	19
第 3 節	準備書意見見解書	21
1	準備書意見見解書の作成	21
2	準備書意見見解書の構成	21
第 4 節	評価書	22
1	評価書の作成	22
2	評価書の構成	22

第4章 事後調査	24
第1 事後調査の実施	24
第2 事後調査計画書	25
1 事後調査計画書の作成	25
2 事後調査計画書の構成	25
第3 事後調査結果報告書	25
別表1 地域の概況	26
別表2 環境影響評価項目	27
別表3 環境影響要因と環境影響評価の関連表	41

別記 環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法

第 1	温室効果ガス	42
第 2	生物多様性（動物）	44
第 3	生物多様性（植物）	47
第 4	生物多様性（生態系）	50
第 5	水循環	52
第 6	廃棄物・建設発生土	55
第 7	大気質	58
第 8	水質・底質	62
第 9	土壌	65
第 10	騒音	68
第 11	振動	71
第 12	地盤	74
第 13	悪臭	77
第 14	低周波音	80
第 15	電波障害	83
第 16	日照阻害	86
第 17	風害	88
第 18	安全	90
第 19	地域社会	92
第 20	景観	95
第 21	触れ合い活動の場	97
第 22	文化財等	99

第1章 技術指針策定の趣旨等

第1 技術指針策定の趣旨

技術指針は、条例第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針を定めたものである。

また、本技術指針は、条例第7条第3項に基づき、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、改定を行うものとする。

なお、条例第6条第1項の規定に基づき策定された配慮指針で取り扱う内容のうち、配慮書の記載事項については、本技術指針で取り扱う。

【解説】

条例に基づいて技術指針に記載すべき事項は、方法書の作成等（第17条）、環境影響評価項目の選定（第22条）、環境影響評価の実施（第23条）、準備書の作成等（第24条）、事後調査計画書の作成等（第38条）です。

したがって技術指針で取り扱う事項は、

- (1) 環境影響評価項目
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 事後調査の方法
- (4) 環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項となります。

条例の規定に基づいて、事業者は事業の特性、地域特性を把握のうえ、技術指針で示す手順に沿って以下のことを行うものとします。

- ① 配慮指針に基づく計画段階での環境への配慮
- ② 環境影響評価項目を選定し、その項目に対して調査、予測及び評価の手法を選定
- ③ 選定した環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の実施
- ④ 事後調査の計画及び実施

なお、条例第4条第2項に記されているように、事業者は、自らの負担と責任において、手続を適切に行い、環境負荷の低減を図り、周辺環境の保全に十分配慮することを心がけてください。

第2 技術指針で使用する用語

本技術指針で使用する用語は、次のとおりとする。

用語の名称 (法令等の根拠、出典)	用語の定義、省略前語句などの説明
法対象事業 (条例第2条第2号)	環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業
環境影響 (条例第2条第1号)	当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響
環境影響評価 (条例第2条第1号)	環境影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
対象事業 (条例第2条第4号)	第1分類事業又は条例第16条第1項第1号の措置がとられた第2分類事業（同条第2項及び第40条第2項において準用する条例第16条第1項第2号の措置がとられたものを除く。）をいう。
事業者 (条例第2条第5号)	対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をし、又は委託をしようとする者）をいう。
計画段階配慮 (条例第2条第6号)	事業の計画の立案に当たり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について、配慮することをいう。
事後調査 (条例第2条第7号)	対象事業に係る工事の着手後に当該対象事業が及ぼす環境影響を把握するために行う調査をいう。
計画段階事業者 (条例第4条第1項)	第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者）。
配慮指針 (条例第6条第1項)	「横浜市環境配慮指針」の略語
環境影響評価項目 (条例第7条第2項第1号)	環境影響評価を行うための項目
配慮書 (条例第8条第2項)	「計画段階配慮書」の略語
環境情報 (条例第10条第1項)	配慮書についての環境の保全に関する情報
環境情報提供書 (条例第10条第1項)	環境情報を記載した書面
配慮市長意見書 (条例第11条第1項)	環境情報に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面
配慮市長意見見解書 (条例第12条第1項)	配慮市長意見書についての見解を記載した書類

用語の名称 (法令等の根拠、出典)	用語の定義、省略前語句などの説明
環境要素 (規則第 15 条第 1 項第 1 号)	環境の構成要素
方法書 (条例第 17 条第 1 項)	「環境影響評価方法書（第58条を除く）」の略語
対象事業実施区域 (条例第 17 条第 1 項第 2 号)	「対象事業が実施されるべき区域」の略語
方法書対象地域 (条例第19条第 1 項)	対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域
方法市長意見書 (条例第21条第 1 項)	当該方法書について、条例第 20 条第 1 項の意見に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面
準備書 (条例第24条第 1 項)	「環境影響評価準備書（第 59 条を除く）」の略語
対象地域 (条例第26条第 1 項)	準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域
対象市民等 (条例第26条第 1 項)	対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）
説明会 (条例第27条第 1 項)	対象地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会
準備書意見見解書 (条例第29条第 1 項)	条例第28条第 1 項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類
審査書 (条例第31条第 1 項)	条例第28条第 1 項の意見及び条例第29条第 1 項の見解に配慮して、準備書について環境の保全の見地からの意見を記載した書面
評価書 (条例第32条第 1 項)	「環境影響評価書」の略語
事後調査計画書 (条例第38条第 1 項)	条例第38条第 1 項に掲げる事項を記載した書類
事後調査結果報告書 (条例第38条第 3 項)	条例第38条第 3 項に掲げる事項を記載した書類
土地の改変	切土、盛土、掘削又は整地が伴う土地の変更
計画区域 (配慮指針)	「事業を実施しようとする区域」(条例第 8 条第 2 項第 2 号)の略語

用語の名称 (法令等の根拠、出典)	用語の定義、省略前語句などの説明
事業特性 (環境影響評価法に基づく基本的事項(環境庁告示第八十七号))	当該事業の内容(事業の目的及び必要性、事業の種類、計画区域並びに事業の内容及び規模)のうち、環境影響に係るもの 事業特性に関する情報の把握に当たっての留意事項として、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握することが含まれるものとする
地域特性 (配慮指針)	計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域について、別表1に掲げる地域の概況のうち、事業特性と関連のある項目について調査して得られた結果に考察を加えたもの 環境影響評価手続の段階においては、「計画区域」を「対象事業実施区域」と読み替えるものとする
工作物 (配慮指針)	建築物をはじめ、土地に定着する人工物のすべて
周辺地域等 (技術指針)	対象事業実施区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域
環境影響要因 (技術指針)	環境に影響を及ぼすと想定される行為
環境保全目標 (技術指針)	環境負荷を低減するために設定する目標。

文化財等 (技術指針)	環境影響評価項目で取り扱う文化財等とは次のものをいう。	
重要文化財 (建造物に限る)	文化財保護法第2条第1項第1号の有形文化財のうち建造物であって、同法第27条第1号の規定により重要文化財に指定されたもの	
県指定重要文化財 (建造物に限る)	神奈川県文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第4条第1項の規定により県指定重要文化財に指定されたもの	
市指定有形文化財 (建造物に限る)	横浜市文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第6条第1項の規定により市指定有形文化財に指定されたもの	
史跡名勝天然記念物(動物、植物を除く)	文化財保護法第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの	
県指定史跡名勝天然記念物 (動物、植物を除く)	神奈川県文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第31条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの	
市指定史跡名勝天然記念物 (動物、植物を除く)	横浜市文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第40条第1項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの	
埋蔵文化財	文化財保護法第93条第1項に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財	
【解説】ここでいう「文化財等」とは、文化財保護法や文化財保護条例で規定される文化財ではなく、環境影響評価項目の対象となる次のものを総称して呼ぶこととします。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有形文化財のうち法や条例で指定された建造物 ・ 史跡名勝天然記念物のうち貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの ・ 史跡名勝天然記念物のうち庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの ・ 史跡名勝天然記念物のうち(、)地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財 		

第3 基本的事項

1 技術指針の構成

条例では、配慮書から事後調査結果報告書まで、一連の手続における図書の作成が必要となるため、技術指針では、これらの図書を作成するうえで必要な技術的事項について系統的にまとめた。

計画段階配慮手続から事後調査までの流れは、別図1に示すとおりである。

【解説】

計画段階配慮の趣旨、手順等については、配慮指針に記載していますが、一連の図書の作成・構成に統一性をもたせるため、「配慮書の作成」、「配慮書の構成」については、技術指針第2章に記載しています。

環境影響評価については第3章を、事後調査については第4章を参照してください。

なお、各環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法については、別記を参照してください。

2 図書の作成にあたっての留意点

図書の作成にあたっては、できるだけ表や図を用いて、わかりやすく平易に作成するものとする。

図書は、印刷物及び電子データで提出するものとする。

【解説】

配慮書から事後調査結果報告書までの一連の図書は、市民等へ計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の内容を示すための資料です。図書（配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査結果報告書）はインターネット等を使って公表しますので、市民がわかりやすい説明や視覚的表現をすることが大切です。

図書の作成にあたっては、次の事項に留意して作成してください。

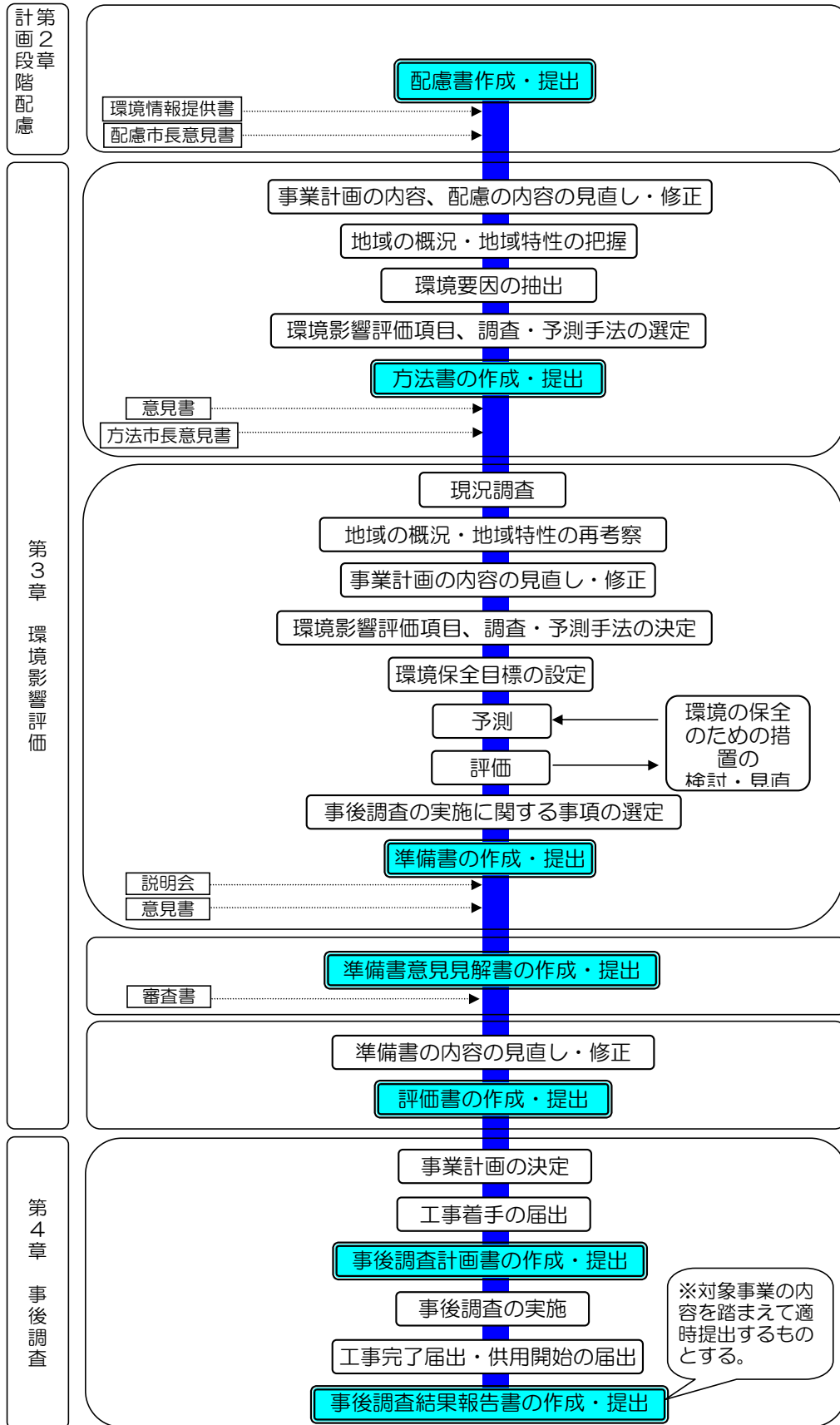
- (1) 市民がわかりやすい簡潔で平易な表現とし、視覚的表現を活用して、理解しやすい内容とします。
- (2) 記述内容については、十分な検討を行い、配慮書から事後調査結果報告書まで一貫性のある内容としてください。
- (3) 図書に用いる資料については、その出典を明らかにしなければなりません。また、技術的、専門的な分析資料、計算過程などの膨大な資料は、原則として目次を付けた付属資料とし、本文中では脚注で参照するものとします。

なお、資料の引用を行う場合には、著作権の保護について、十分注意してください。

- (4) 図書の体裁は、ISO216のA4規格を縦長に用い、文字は横書きで左とじとします。
- (5) 調査において、貴重な生物等が確認された場合には、これらの保護に十分配慮した図書の記載方法としてください。
- (6) 図書の電子化については、「環境影響評価図書の電子公開に係る実施要領」を参照してください。

別図1 計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の図書作成の基本的な流れ

※ 本フローは、第1分類事業又は第16条第1項第1号の措置がとられた第2分類事業を対象としたものである。



第2章 計画段階配慮

第1 配慮書

1 配慮書の作成

配慮書の作成にあたっては、事業の目的、必要性、事業特性の整理及び地域特性の把握を行ったうえで、配慮指針に定める事項について必要な対策を検討したうえでその内容を記載する。

【解説】

配慮書は、計画段階事業者が事業の計画を立案するにあたり、環境への配慮が必要な事項について、配慮指針に従って行った計画段階配慮の内容を具体的に示した図書です。

配慮書の作成にあたっては、計画段階において事業特性の整理、地域特性の把握を行ったうえで、環境に関する計画や指針等との十分な整合を図りつつ検討を行ってください。

配慮書には、環境負荷の低減及び生物の生息生育環境の保全と創造など環境への配慮の内容を記載してください。

事業計画について複数の案がある場合は、原則として各複数案について各々配慮書を作成することとします。ただし、事業の規模や工法、施設配置など、部分的に複数案がある場合は、比較表形式で配慮書を作成することができます。

2 配慮書の構成

配慮書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業計画の概要

- ア 計画段階事業者の氏名及び住所
- イ 事業の名称
- ウ 事業の種類、規模
- エ 計画区域
- オ 事業計画に係る許可等の内容
- カ 事業の目的及び必要性
- キ 事業計画の内容
- ク 事業計画を立案した経緯
- ケ 図書作成の受託者

(2) 地域の概況及び地域特性

(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

(4) その他必要な事項

(5) 資料

【解説】

(1) 事業計画の概要

事業計画の概要には、計画段階事業者の氏名、事業の名称、目的、内容などの事項を記載します。

事業の種類は、条例の別表に掲げる事業の種類とするものとします。事業の規模は、条例対象事業の第1分類事業、第2分類事業の区別を行うために必要な事項です。

事業計画に係る許可等の内容を記載することは、どのような法的な根拠で許可を得て、事業の実施が可能となるのかを明らかにするためです。

事業計画を立案した経緯については、「どのように環境影響の回避、低減等の措置を検討したか」「どのような考え方で計画区域を設定したか」「どうしてこのような施設の構造や規模になったか」という点を記載します。複数案から単一案に絞った経緯や理由についても、可能な限り明らかにしてください。

図書作成の受託者については、氏名及び住所を記載してください。

(2) 地域の概況及び地域特性の把握

地域の概況は、別表1に掲げる事項から、環境への配慮を行ううえで必要なものを把握します。地域の概況の調査範囲は、周辺地域等が含まれるように設定し、原則として最新の既存資料（経年変化も含む）の収集整理により行います。

計画段階の環境への配慮を検討するうえで、既存資料を補足する必要がある場合は、専門家等へのヒアリングや目視による調査を行ってください。

なお、事業の計画段階で行う現地での地域の概況の調査結果は、既存資料として取り扱うことができます。地域特性の把握は、地域の概況のうち事業特性と関連のある項目について調査し、考察を加えることによって行うものとします。

(3) 配慮指針に基づいて検討した計画段階配慮の内容

配慮指針第5に掲げる事業の分類に従い、配慮指針別記に掲げる事業別の配慮事項の中から、事業特性や地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定します。選定した項目に関しては配慮内容を、選定しなかった項目については、選定しなかった理由を記載します。

第2 配慮市長意見見解書

1 配慮市長意見見解書の作成

配慮市長意見見解書は、配慮市長意見及び事業者の見解を対比できるように作成する。

【解説】

配慮市長意見見解書は、条例第16条第1項第2号の措置をとった、第2分類事業を実施しようとする者が、配慮市長意見書についての見解を示した書類であり、今後、環境影響評価を行わない事業についても、以後の事業実施段階において環境への配慮を求めるものです。

2 配慮市長意見見解書の構成

配慮市長意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業の概要

- ア 計画段階事業者の氏名及び住所
- イ 事業の名称
- ウ 事業概要

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

- ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容
- イ 環境情報の概要
- ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

【解説】

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮の内容は、配慮書の作成の時点で示した内容に加えて、市民等から提供された環境情報や、配慮市長意見を十分に考慮して、見直した結果を記載します。また、事業計画の変更に伴い再検討した配慮の内容も記載します。

市民からの地域の環境情報とは、計画地やその周辺の生物の分布や生息状況、故事来歴のある場所・施設、樹木などの自然物の状況、地盤沈下や出水、土砂崩れ等の自然災害の状況、地域特有の優れた眺望や景観の状況等を指します。

環境に関する情報以外のものは「その他の情報」として配慮市長意見見解書に概要を記載します。

第3章 環境影響評価

第1 方法書

1 方法書の作成

方法書の作成にあたっては、配慮書に対して提供された環境情報や、配慮市長意見書で指摘された事項を踏まえるとともに、事業特性及び地域特性を勘案して、環境影響要因を抽出する。

環境影響評価項目は、別表2に掲げる項目のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選定し、抽出した環境影響要因ごとに、別表3に示す「環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」を用いて適切に選定するものとする。

選定した環境影響評価項目については、調査、予測及び評価の手法を別記の内容の中から必要に応じて適切に選択し提示する。

【解説】

方法書は、環境影響評価を行うにあたっての調査、予測の手法を示す図書です。方法書の作成は、この手続を実施することで、あらかじめ環境影響評価項目の選定や調査、予測の手法を選択することにより、環境影響評価の手続きを円滑に進めるために行うものです。

方法書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 対象事業の計画内容を明らかにします。
- (2) 対象事業を実施する事業特性と地域特性を把握します。
- (3) 把握した事業特性や地域特性を考慮して環境影響要因を抽出します。
- (4) 抽出した環境影響要因から調査、予測及び評価を実施する環境影響評価項目を別表2から適切に選定します。
- (5) 選定した環境影響評価項目について調査、予測及び評価の手法を適切に選択します。

(1) 対象事業の計画内容

対象事業の計画内容には、事業の種類や規模等諸元の他に、その対象事業の目的及び計画を策定した経緯等を記載するものとする。

その際、配慮指針に基づいて行った配慮の内容のうち、「地球温暖化対策」「生物多様性の保全」「緑の保全と創造」の内容については、この項に記載するものとする。

【解説】

対象事業の計画内容について記載するときには、次の点について留意してください。

ア 対象事業の計画を策定した経緯については、配慮書に記載した事業計画を立案した経緯に、環境情報提供書や配慮市長意見書の内容を踏まえ、再検討した事項を加え、検討の経過を明らかにします。

イ 配慮書において、事業計画についての複数の案があった場合は、事業者自らが総合的な評価を実施し、単一案に絞り込んだ対象事業の内容及びその理由を記載するものとします。

ウ 方法書段階では、「環境影響評価項目が選定できる」「調査や予測、評価の手法が選択できる」程度の内容が固まっている必要があります。この段階では、工事の施工計画が決まっていない場合もありますが、類似事例を参考にして、影響が大きい場合などを想定して環境影響評価項目を選定するものとします。

エ 対象事業の内容と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮に入れる計画がある場合や、将来、施設の増設等が検討されている場合には、その内容を対象事業の内容と併せて明らかにします。

オ 「地球温暖化対策」、「生物多様性の保全」と「緑の保全と創造」は、「横浜が目指す将来の環境の姿」を実現するために重要な3つの施策分野です。これらは、本市の環境行政を総合的に推進する環境管理計画の中でも重点分野として取り上げていますので、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなる恐れのある事業では、環境影響評価においても事業者の自主的、積極的な取り組みで、その推進を図っていくものとします。

「配慮指針に基づいて行った配慮」のうち、これらの重要な3つの施策に関する事項については、新たに別項目として対象事業の計画内容に記載し、事業者の環境配慮に対する取り組みや姿勢を明らかにするものです。

(2) 地域の概況及び地域特性の把握

地域の概況は、別表 1 に掲げる事項から環境影響評価を行ううえで必要なものを把握する。地域特性は、地域の概況を考察し必要に応じ現地調査で補完し把握する。

【解説】

地域の概況を把握するときは、周辺地域等が含まれるように調査範囲を設定します。地域特性は、地域の概況を調査し考察を加えることによって、ある程度の情報を得ることができますが、それでは資料が十分収集できない場合には、現地調査を行うことも大切です。

対象事業の計画の立案段階で現地調査を行った場合は、その結果を既存資料として取り扱うことができます。資料を収集するときには、原則として最新の既存資料（経年変化も含む）を使うものとしします。

(3) 環境影響要因の抽出

環境影響要因の抽出は、事業特性及び地域特性を考慮のうえ、適切に行うものとする。

【解説】

環境影響要因の抽出は、過去の類似事例などから考えられる要因を、工事中と存在・供用時の 2 つの局面で捉えることにより行います。工事の施工方法や施設の供用に伴い、どのような環境影響要因がどのような環境影響評価項目に影響を及ぼすかを念頭において、要因を具体的に示し、わかりやすく整理するものとしします。

対象事業と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮に入れる計画があれば、必要に応じて、その計画を含めて環境影響要因の抽出を行います。

(4) 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表 2 の中から適切なものを選定する。

【解説】

環境影響評価項目を選定する際は、事業特性と地域特性を勘案して、別表 3 に示す「環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」を用いて適切な関連づけを行うようにしてください。

なお、環境影響評価項目については、「選定する」「選定しない」の明確な理由を記載するものとしします。

(5) 環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法の選択

選定した環境影響評価項目に関する調査の手法は、環境影響評価項目ごとに別記の内容の中から適切なものを選択する。

2 方法書の構成

方法書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 計画を策定した経緯
 - ク 対象事業の内容
 - ケ 地球温暖化対策
 - コ 生物多様性の保全
 - サ 緑の保全と創造
 - シ 工事計画
 - ス 環境影響評価の受託者
- (2) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
 - ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容
 - イ 環境情報の概要
 - ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (4) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (5) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法の選択
- (6) 方法書対象地域
- (7) その他環境影響評価に必要な事項
- (8) 資料

【解説】

(1) 対象事業の計画内容

対象事業の名称が、図書を作成する時点で決まっていなかったものについては、仮称で記載してください。

対象事業実施区域は、図面などに区域を記入し明示します。

対象事業の種類と規模は、条例の対象となる事業の種類と規模を記載します。

対象事業に係る許可等の内容は、許可事項が複数ある場合にはすべて記載します。

工事計画は、施工期間や施工方法を記載するものとし、施工方法がわかりにくい場合には、施工ス

トップ図で説明するなど、工夫してください。また、工事中の使用機械や工事用車両の走行ルート、工事の施工時間なども環境影響が明らかになるよう、工夫してください。

ここでいう、環境影響評価の受託者は、環境影響評価の調査、予測を受託して実施した者をいいます。

【解説】

(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮の内容は、配慮書の作成の時点で示した内容に加えて、市民等から提供された環境情報提供書の情報や配慮市長意見書の意見を十分に考慮して再検討を行った事項を記載します。また、事業計画の変更に伴い再検討した事項も記載します。

【解説】

(6) 方法書対象地域

方法書対象地域を設定する際には、範囲の設定の考え方を明記するものとします。

第2 準備書

1 準備書の作成

準備書の作成にあたっては、条例第21条第1項に規定する方法市長意見書で指摘された事項を勘案するとともに、市民等からの意見書に配慮して、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について検討を加え、これらについて確定した後、調査を実施し、予測、評価する。

【解説】

準備書は、事業者が環境影響評価を行うにあたって、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を記載する図書で、最終評価となる評価書の準備のための図書（評価書の案）です。準備書は、環境影響の予測、評価の結果を初めて公表するものですので、市民が内容を理解できるようにわかりやすい表記に努めてください。

準備書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 調査を実施し、その調査結果を、予測、評価に利用できるように整理します。
- (2) 調査結果を基に、方法書で明らかにした地域特性に再度考察を加え、必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行います。
- (3) 方法書で抽出した環境影響要因を勘案して環境影響評価項目ごとに、環境保全目標を設定します。
- (4) 方法書で選定した環境影響評価項目に基づき予測を行い、環境影響評価項目ごとに結果を整理します。
- (5) 環境保全目標と予測結果を対比して、評価を行います。
- (6) 評価を行った結果、新たに環境の保全のための措置が必要となる場合は、その検討経緯と環境の保全のための措置を記載します。
- (7) 予測の不確実性などが見込まれる環境影響評価項目については、事後調査の実施に関する事項について検討し記載します。

(1) 調査結果の整理

調査は、環境影響評価項目として選定したそれぞれの項目について、地域の概況で把握した内容に加え、地域特性を把握し、予測、評価等に必要な資料を得るために行うものである。

環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法については、別記に掲げるとおりとする。調査結果は、予測に用いられるよう整理する。

【解説】

環境影響評価に関する調査の方法は、原則として国、神奈川県、横浜市などの公共機関で発行する資料や各種文献など最新の既存資料（経年変化も含む）の収集、整理によるものとし、不足するものについては、現地調査、専門家へのヒアリング等で補完するものとします。

既存資料を収集、整理する場合には、地域特性が類似している地域の資料であること、既存資料の観測地点が周辺地域等に含まれること、調査時期がなるべく新しいものであることなどに留意するものとします。

また、現地調査を行う場合には、既存の調査結果と客観的に相関関係がみられるような地点を選んで調査を行うものとします。その際には、希少な生物の生息環境、生育環境を損傷しないよう、十分に配慮して行ってください。

(2) 対象事業の計画内容の再検討

地域特性は、方法書の地域の概況と調査結果を比較し、再度考察を加え、地域特性を明確にする。必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行う。

【解説】

準備書段階の地域特性は、方法書段階で把握した地域特性に方法市長意見書や市民等の意見を勘案して、もう一度考察を加えることが求められています。再考察を加え環境影響を考慮して、記載の充実に心がけてください。

(3) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、環境影響評価項目ごとに別記の中から適切なものを選択し設定する。

【解説】

環境保全目標の設定は、事業特性と地域特性を考慮のうえ、横浜市の策定した計画等における目標や環境基準、現在の環境の状況に著しい影響を及ぼさない水準など、別記に掲げる指標を参考に適切に行ってください。

(4) 予測結果の整理

予測は、調査によって把握された現在の環境の状況が、対象事業の実施によって、将来どのように変化することになるかを明らかにするために行うものである。

予測結果は、調査結果や環境保全目標と対比できるよう整理する。

【解説】

予測は、数理モデル、模型実験、類似事例からの推定などの手法の中から適切なものを選択して行い、定量的予測を基本とします。それが著しく困難な場合は、定性的な予測を行うものとします。

予測のモデルは、その特性を十分に理解し、再現性の確認を行うなどモデルの適合性について十分に検討するものとします。

環境影響が著しいと想定される環境影響評価項目については、より精度の高い手法を採用することが必要ですが、それが困難な場合は、2種類以上の予測手法を用いて相互に精度の不足を補完するように努めるものとします。

(5) 評価

評価は、原則として、設定した環境保全目標と予測結果を対比することにより行う。そのため、環境保全目標は原則として、定量的な評価ができるよう設定するものとする。

予測結果が環境保全目標を満足する場合でも、対象事業の計画内容が環境影響の回避、低減等を図っているか考察することも必要である。

また、環境の保全のための措置を講じる場合には、環境負荷の低減を図っているかどうかを考察し、評価する。

【解説】

評価は、対象事業の実施により、周辺地域等への環境影響の程度について、予測結果に基づいて客観的に判断するために行うものです。客観的な判断をするためにも、環境保全目標は定量的な目標とすることが必要ですが、環境影響評価項目によっては定量的な評価が難しいものもあります。そのような場合には、定性的な評価を行うことができます。

環境影響評価項目によっては、環境の保全のための措置を実施することも考えられますが、その際には、環境負荷の低減を図っているか考察を加えて、評価するものとします。

詳しくは、別記の各環境影響評価項目に記してありますので、参照してください。

(6) 環境の保全のための措置の検討

評価を行った結果、新たな環境の保全のための措置が必要となる時は、その検討の経緯と環境の保全のための措置を行ったことにより予測される結果を記載する。

【解説】

環境の保全のための措置は、対象事業の計画策定段階において十分検討するものですが、予測結果が環境保全目標を満足できないと評価された場合には、環境の保全のための措置の内容を見直してください。

また、見直した環境の保全のための措置に基づき予測・評価を再度実施してください。

将来、環境の保全のための措置が必要となる場合、「どのようにしてその判断をしたのか」についても、判断理由を説明してください。

(7) 事後調査の実施に関する事項の策定

事後調査は、条例第 37 条の規定に基づき、対象事業に係る工事の施行中及び工事の完了後に実施するものであるが、準備書においては事後調査に関する事項として、次の事項を記載する。

- ア 事後調査の実施にあたっての事業者の考え方
- イ 事後調査を実施する環境影響評価項目
- ウ 環境影響評価項目の選定、非選定の理由
- エ 事後調査の実施内容に関する事項
 - a 環境影響評価項目の工事中、供用時の区分
 - b 環境影響要因
 - c 調査項目
 - d 調査の頻度及び実施時期
 - e 調査範囲又は調査地点
 - f 調査方法
 - g その他必要と認める事項

【解説】

「c 調査項目」「e 調査範囲又は調査地点」「f 調査方法」については、各環境影響評価項目ごとに別記の「5 事後調査」に記載しましたので、こちらを参照してください。

工事の期間が長期にわたる事業については、工事中に数回に分けて事後調査結果を公表することが

望ましいので「d 調査の頻度及び実施時期」の中で、回数や実施時期について記載してください。

2 準備書の構成

準備書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 計画を策定した経緯
 - ク 対象事業の内容
 - ケ 地球温暖化対策
 - コ 生物多様性の保全
 - サ 緑の保全と創造
 - シ 施工計画
 - ス 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響評価の予測及び評価
 - ア 調査
 - イ 環境保全目標の設定
 - ウ 予測
 - エ 評価
 - オ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法
- (7) 環境の保全のための措置
 - ア 環境の保全のための措置
 - イ 環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由
- (8) 環境影響の総合的な評価
- (9) 事後調査の実施に関する事項
- (10) 対象地域
- (11) 方法書に対する意見、見解等

- ア 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解
- イ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- ウ 方法書の内容を周知した際に出された意見の概要及び事業者の見解

(12) その他環境影響評価に必要な事項

(13) 資料

【解説】

- (1) 方法書段階手続で出された方法市長意見書などで指摘された事項については、準備書を作成する段階で十分な検討を行い、方法書の内容を変更した事項について比較できるように記載するものとします。

【解説】

- (2) ここでいう、環境影響評価の受託者は、環境影響評価の調査、予測及び評価並びに環境の保全のための措置の検討を受託して実施した者をいいます。

【解説】

- (6) 選択した環境影響評価項目は、項目ごとに調査の手法、調査結果、環境の保全のための措置と措置を講じることになった検討の経緯、環境保全目標、予測の手法と予測結果、評価結果を記載します。

【解説】

- (9) 事後調査は、準備書を作成する段階で、予測、評価を行った結果に基づいて検討し、「事後調査の実施に関する事項」として準備書に記載します。この内容は、事後調査計画書の基になりますので、事後調査の実施を念頭において十分に検討してください。

なお、図書のページ数が多く、取り扱いが不便な場合には、(11)から(13)の項目を別冊とすることもできます。

【解説】

- (10) 対象地域

対象地域を設定する際には、範囲の設定の考え方を明記するものとします。

第3 準備書意見見解書

1 準備書意見見解書の作成

準備書意見見解書は、準備書の説明会における意見の概要と事業者の見解、準備書に対する意見書の概要と事業者の見解を対比できるように作成する。

【解説】

準備書意見見解書は、説明会や意見書を通じて寄せられた市民等からの意見に対して、事業者として環境の保全の観点から見解を示した図書です。このような目的から事業者は、市民等の意見に対して、その意見の主旨を適切に把握し、真摯に見解を示すものとします。

なお、意見の概要は、同様な主旨の意見内容を環境影響評価項目ごとにまとめ、整理するものとします。

2 準備書意見見解書の構成

準備書意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の概要

ア 事業者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称

ウ 事業概要

(2) 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

【解説】

「(1) ウ 事業概要」は、準備書の周知として使用した資料等を用いても構いません。

なお、準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解を補足するものとして、説明会の概要についても記載することが望ましいです。

第4 評価書

1 評価書の作成

評価書の作成にあたっては、条例第31条第1項に規定する審査書で指摘された事項を勘案するとともに、市民等からの意見書等に配慮して、環境の保全のための措置、事後調査計画等、準備書の内容を総合的に検討し作成する。

【解説】

評価書は、準備書に対して、市民等の意見や審査書の市長の意見の内容を十分勘案して、環境影響評価の最終的な評価をとりまとめた図書です。

この図書は、一連の環境影響評価の全容をとりまとめたものであるため、わかりやすい図書とするよう心がけてください。

評価書を作成する段階で、準備書に記載した事項を変更する場合は、変更した内容とその理由を明確に記載するものとします。

2 評価書の構成

評価書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 計画を策定した経緯
 - ク 対象事業の内容
 - ケ 地球温暖化対策
 - コ 生物多様性の保全
 - サ 緑の保全と創造
 - シ 施工計画
 - ス 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出

イ 環境影響評価項目の選定

(6) 環境影響評価の予測及び評価

ア 調査

イ 環境保全目標の設定

ウ 予測

エ 評価

オ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法

(7) 環境の保全のための措置

ア 環境の保全のための措置

イ 環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由

(8) 環境影響の総合的な評価

(9) 事後調査の実施に関する事項

(10) 対象地域

(11) 準備書に対する意見、見解等

ア 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

イ 準備書についての意見書の概要及び事業者の見解

ウ 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解

(12) 審査会に提出した資料等

(13) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

(14) 方法書に対する意見、見解等

ア 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

イ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

ウ 方法書の内容を周知した際に出された意見の概要及び事業者の見解

(15) その他環境影響評価に必要な事項

(16) 資料

【解説】

評価書を作成する際に留意する事項は、次のとおりです。

事業者の見解を作成するときは、審査書の内容と事業者の見解とを対比して比較できるように表などを使って表記してください。

横浜市環境影響評価審査会に提出した補足資料等は、最終評価に至るまでの経緯として重要な資料です。そのため評価書には補足資料等を、環境影響評価項目又は時系列ごとにわかりやすく整理してください。

なお、図書のページ数が多く、取り扱いが不便な場合には、(11)から(16)の項目を別冊とすることもできます。

第4章 事後調査

第1 事後調査の実施

事後調査は、予測、評価や環境の保全のための措置を検証するために行うものであり、実施の方法は次のとおりである。

(1) 事後調査の実施時期

事後調査の実施時期は、評価書に記載した予測時期とするが、施工計画や供用後の施設の稼働状況によっては、環境への負荷が最大となる時期とする。

(2) 事後調査の範囲及び地点

事後調査の範囲及び地点は、原則として、評価書に記載した調査範囲、調査地点とするが、計画した調査範囲以外に影響が及ぶことが明らかに認められる場合には、その箇所も調査範囲に含め、必要に応じて調査地点を追加する。

(3) 事後調査の方法

事後調査の方法は、原則として、評価書に記載した方法とする。ただし、評価書に記載した方法によることが困難な場合には、同等以上の結果が得られる方法を用いることができる。

(4) 事後調査を行う際の留意点

ア 事後調査は、評価書に記載した事後調査に関する事項に従って行う。

イ 事後調査の結果は、評価書に記載した予測結果と比較できるように記載する。

また、事後調査実施時における予測条件及び環境の保全のための措置の実施状況も記載する。

【解説】

事後調査を実施する目的は、予測結果や評価及び環境の保全のための措置を検証することです。その理由は、環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているためです。

事後調査の実施時期は、工事中については、実際に事業に着手する段階で着手届を提出し、事後調査計画書を作成するものとします。その後、工事中の事後調査の結果が明らかになった時点で、事後調査結果報告書を提出するものとします。

また、供用後については、工事が完了して完了届を提出した後、施設の供用に伴う事後調査計画書を作成するものとします。施設の供用開始後、環境影響の状況が定常化した段階で、供用後の事後調査を実施し、その結果を取りまとめ、事後調査結果報告書を提出するものとします。

ただし、毎年モニタリングを行う場合などは、数年分をまとめた事後調査結果報告書を出すこともできます。その際には、あらかじめ事後調査計画書で回数や、時期を記載するものとします。

事業の種類によっては、工事期間が大変長いものもあり、事後調査の実施状況を把握することが難しい場合もあるので、着手後は定期的に打ち合わせを行うなど、適宜、事業の進捗状況を報告してください。

この場合、工事中の調査結果がまとまった段階で、事後調査結果を市民に公表できるよう、積極的な情報提供に努めてください。

なお、事業着手から供用開始までが比較的短い事業については、完了届の提出後、速やかに工事中及び供用後の調査結果を取りまとめて、提出するよう努めてください。

事後調査計画書（工事中、供用後）と事後調査結果報告書（工事中、供用後）は、提出した後に公

表しますので、作成にあたっては市民にわかりやすい図書となるよう心がけてください。

事後調査の項目は、原則として、予測の不確実性が高いと考えられる環境影響評価項目として評価書に記載したものとします。

事後調査は、原則として現地調査により行うものですが、必要に応じて公的機関の調査結果を利用する方法を選択することもできます。また、現地調査で環境影響の程度の把握が困難な場合は、負荷量の把握や環境の保全のための措置の実施状況を調査するなどの方法を使って回避、低減等の状況を確認するものとします。

第2 事後調査計画書

1 事後調査計画書の作成

事後調査計画書は、評価書に記載した事後調査の実施に関する事項の内容を踏まえて、事後調査を実施しようとするときに作成する。

2 事後調査計画書の構成

事後調査計画書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の計画内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業実施区域
- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業の実施経過

(2) 工事の施工計画又は供用後の運用計画

- (3) 評価書に記載した事後調査を実施する環境影響評価項目及びその調査手法
- (4) 評価書に記載した事後調査の実施内容に関する事項に検討を加えたもの
- (5) 事後調査の実施時期
- (6) 事後調査結果報告書を提出する時期
- (7) 事後調査の受託者

【解説】

(7) 事後調査の受託者は、事後調査を受託して実施した者をいいます。

第3 事後調査結果報告書

調査結果は、評価書に記載した予測結果及び環境保全目標と対比するとともに、予測条件の状況なども合わせて対比して整理する。

調査結果の考察は、環境保全目標との対比、評価書の予測結果を検証することなどにより行う。

これらの内容が著しく異なり、周辺地域等への環境に著しい影響を与える恐れがある場合には、新たな環境の保全のための措置を検討し、予測、評価を行ったうえで環境の保全のための措置を講じるよう努めるものとする。

別表 1 地域の概況

項目	内容
気象の状況	気温、降水量、風向、風速等
地形、地質、地盤の状況	地形、地質、土の物理・化学的性質等
水循環の状況	河川の位置・流域・流量、地下水及び湧水の状況、 海域の水深・潮流等
植物、動物の状況	植生、動物の生息環境、農地等
人口、産業の状況	行政区域別の面積・人口等、 産業分類別事業所数・従業員数・生産量等
土地利用状況	用途地域、土地利用等
交通、運輸の状況	道路ネットワーク・交通量、鉄道路線・乗降客数、 入港船舶数等
公共施設等の状況	教育施設、福祉施設、病院、公園緑地の分布等
文化財等の状況	文化財の分布、埋蔵文化財包蔵地等
公害等の状況	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下 などの公害の状況、公害による苦情の内容等
災害の状況	急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水のおそれのあ る区域、液状化の可能性が高いと想定される地域等
法令等の状況	環境関連法令・条例・指針・要綱、環境関連計画、対象事業関 連法令、地域指定及び規制の状況等
その他事業特性、地域特性により必要となる事項	

別表2 環境影響評価項目

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目		細目	環境影響評価項目の内容
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス		温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する温室効果ガス ※上記の物質については、解説別表1を参照
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	動物	土地の改変又は工作物の設置によって影響を受ける動物種及び生息地
		植物	植物	土地の改変又は工作物の設置によって影響を受ける植物種及び植生
		生態系	生態系	植物・動物の食物連鎖を軸とした一団の生育環境及び生息環境
	水循環	地下水位及び湧水の流量		(1) 地下水の揚水、排除又はしゃ断によって変化する地下水の水位 (2) 地下水の揚水、排除又はしゃ断によって変化する湧水の流量
		河川の形態、流量		(1) 土地の改変によって変化する河川の形態及び流量 (2) 排水によって変化する河川の流量
		海域の流況		土地の改変又は工作物の設置・撤去によって変化する海域の流向、流速及び波浪
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に規定する一般廃棄物
		産業廃棄物		廃棄物処理法に規定する産業廃棄物
		建設発生土		土地の改変又は工作物の設置・撤去によって発生する土砂
	大気質	大気汚染		(1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法(以下「ダイオキシン特措法」という。)に基づく環境基準が設定されている物質 (2) 大気汚染防止法に規定され、排出基準が定められている物質 (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「生活環境保全条例」という。)に規定され、規制基準が定められている物質 (4) 大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる物質 ※上記の物質については、解説別表2を参照
	水質・底質	公共用水域の水質		(1) 環境基本法及びダイオキシン特措法に基づく環境基準が設定されている物質 (2) 水質汚濁防止法に規定する排水基準及び生活環境保全条例に規定する規制基準が定められている物質
		地下水の水質		(3) その他人の健康を損なうおそれがある物質
		公共用水域の底質		(4) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのある指標 (5) 底質の暫定除去基準が定められている物質 ※上記の物質については、解説別表3を参照
	土壌	土壌汚染		(1) 環境基本法及びダイオキシン特措法に基づく環境基準が設定されている物質 (2) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質 (3) 生活環境保全条例に規定する土壌汚染有害物質 ※上記の物質については、解説別表4を参照
騒音	騒音		(1) 環境基本法に基づく環境基準が設定されている騒音 (2) 騒音規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている騒音 (3) 生活環境保全条例に基づく規制基準が定められている騒音 (4) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の騒音	
振動	振動		(1) 振動規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている振動 (2) 生活環境保全条例に基づく規制基準が定められている振動 (3) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の振動	

別表2 環境影響評価項目

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目	環境影響評価項目の内容
安心して快適に生活できる生活環境の保全	地盤	地盤沈下	地下水の揚水、排除又は遮断による地下水位の低下によって発生する地盤沈下
	悪臭	悪臭	(1) 悪臭防止法に規定する特定悪臭物質 (2) 生活環境保全条例に基づき臭気指数で表示される悪臭 ※(1)の物質については、解説別表5を参照
	低周波音	低周波音	人の活動に伴って生じ、相当範囲にわたって人の健康又は生活環境に被害を生じる低周波音(1Hz～80Hz)
	電波障害	テレビジョン電波障害	工作物の設置又は供用開始後に運行する鉄道もしくは航空機によって発生するテレビジョン放送(地上放送及び衛星放送)の受信障害
	日照阻害	日照阻害	工作物の設置によって発生する日照阻害
	風害	局地的な風向・風速	土地の改変又は工作物の設置・撤去によって変化する局地的な風向、風速
	安全	斜面崩壊	土地の改変又は地震等の自然災害によって発生する傾斜地の崩壊
		浸水	(1) 土地の改変に伴う水量の変化によって発生する洪水・浸水 (2) 不特定多数が利用する施設の浸水
		火災・爆発	(1) 施設、設備の稼動に伴う火災・爆発 (2) 地震等の自然災害によって発生する火災・爆発等の二次災害
		有害物漏洩	(1) 施設、設備の稼動に伴う有害物の漏洩 (2) 地震等の自然災害によって発生する危険物の漏洩等の二次災害
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	土地の改変又は工作物の設置・撤去によって変化する地域の組織上の一体性又は地域住民の日常的な交通経路の分断
		交通混雑	土地の改変又は工作物の設置による自動車の発生・集中によって変化する次の交通の状況 (1) 主要な道路の交通の状況 (2) 主要交差点での交通の状況
		歩行者の安全	(1) 土地の改変又は工作物の設置によって発生・集中する自動車と歩行者との交通の安全 (2) 工作物の設置・撤去によって影響を及ぼす不特定多数の通行の安全
	景観	景観	土地の改変又は工作物の設置・撤去によって影響を受ける景観
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	土地の改変又は工作物の設置・撤去によって影響を受ける触れ合い活動の場
	文化財等	文化財等	土地の改変又は工作物の設置によって影響を受ける文化財等

※ 解説別表の内容については、関係法令等が改正された場合、改正後の最新の内容とする。

解説別表1 温室効果ガス

		物質名	根拠法例等	
温室効果ガス	二酸化炭素			
	メタン			
	一酸化二窒素			
	ハイドロフルオロカーボン	トリフルオロメタン(別名HFC-23)	地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定めるハイドロフルオロカーボン13物質
		ジフルオロメタン(別名HFC-32)		
		フルオロメタン(別名HFC-41)		
		1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン(別名HFC-125)		
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン(別名HFC-134)		
		1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HFC-134a)		
		1,1,2-トリフルオロエタン(別名HFC-143)		
		1,1,1-トリフルオロエタン(別名HFC-143a)		
		1,1-ジフルオロエタン(別名HFC-152a)		
		1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン(別名HFC-227ea)		
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(別名HFC-236fa)		
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HFC-245ca)		
		1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(別名HFC-43-10mee)		
	パーフルオロカーボン	パーフルオロメタン(別名PFC-14)	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定めるパーフルオロカーボン7物質	
		パーフルオロエタン(別名PFC-116)		
		パーフルオロプロパン(別名PFC-218)		
		パーフルオロブタン(別名PFC-31-10)		
パーフルオロシクロブタン(別名PFC-c318)				
パーフルオロペンタン(別名PFC-41-12)				
パーフルオロヘキサン(別名PFC-51-14)				
六ふっ化硫黄				

解説別表2 大気質

	物質名	根拠法例等	
(1) 環境基準が設定されている物質	二酸化硫黄	環境基本法第16条	
	一酸化炭素		
	浮遊粒子状物質		
	二酸化窒素		
	光化学オキシダント		
	ベンゼン		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	微小粒子状物質		
	ダイオキシン類	ダイオキシン特措法第7条	
(2) 大気汚染防止法に定められている物質	硫黄酸化物	大気汚染防止法第2条第1項第1号	
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第1項第2号	
	カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法第2条第1項第3号 (有害物質)	
	塩素及び塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	窒素酸化物	大気汚染防止法第2条第4項	
	揮発性有機化合物(非メタン炭化水素)		
(3) 生活環境保全条例に規定され、規制基準が定められている物質	ベンゼン	生活環境保全条例第2条第10号ウ 炭化水素系物質	
	トルエン		
	キシレン		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	ホルムアルデヒド		
	フェノール		
	カドミウム及びその化合物		生活環境保全条例第2条第10号オ 排煙指定物質
	塩素及び塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	アンモニア		
	シアン化合物		
	窒素酸化物		
	二酸化硫黄		
	硫化水素		
	粒子状物質 (ばいじん・窒素酸化物・硫黄酸化物・塩化水素)	生活環境保全条例第2条第10号キ	

解説別表2 大気質

	物質名	根拠法例等
(4) 生大 ず気 る汚 る染 おそ れ防 れ止 が法 ある に規 程定 度す 高る いと 考害 え大 ら気 れ汚 る染 物質 のう ち、 人 の健 康に 係る 被害 が	アクリロニトリル	大気汚染防止法第2条第13項 有害大気汚染物質のうち優先取組物質 「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」平成9年02月12日(環大規31号) ※中央環境審議会「第2次答申」(平成8年10月)において、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として234物質、うち「優先取組物質」として22物質が掲げられた
	アセトアルデヒド	
	塩化ビニルモノマー	
	クロロホルム	
	クロロメチルメチルエーテル	
	酸化エチレン	
	1, 2-ジクロロエタン	
	ジクロロメタン	
	水銀及びその化合物	
	タルク(アスベスト様繊維を含むもの)	
	ダイオキシン類	
	テトラクロロエチレン	
	トリクロロエチレン	
	ニッケル化合物	
	ヒ素及びその化合物	
	1, 3-ブタジエン	
	ベリリウム及びその化合物	
	ベンゼン	
ベンゾ[a]ピレン		
ホルムアルデヒド		
マンガン及びその化合物		
六価クロム化合物		

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等	
(1) 環境基準が設定されている物質	カドミウム	環境基本法第16条 (人の健康の保護に関する環境基準)	
	全シアン		
	鉛		
	六価クロム		
	砒素		
	総水銀		
	アルキル水銀		
	PCB		
	ジクロロメタン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエチレン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	ベンゼン		
	セレン		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
	ふっ素		
	ほう素		
	1,4-ジオキサン		ダイオキシン特措法第7条
	ダイオキシン類		
	水素イオン濃度(pH)		環境基準法第16条 (生活環境の保全に関する環境基準)
	生物学的酸素要求量(BOD)		
	化学的酸素要求量(COD)		
	浮遊物質(SS)		
	溶存酸素量(DO)		
	大腸菌群数		
	ノルマルヘキサン抽出物質		
	全窒素		
	全磷		
	全亜鉛		
	カドミウム	環境基本法第16条 (地下水の水質汚濁に係る環境基準)	
	全シアン		
	鉛		
	六価クロム		
砒素			
総水銀			
アルキル水銀			
PCB			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
塩化ビニルモノマー			
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
1,2-ジクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン			
1,1,2-トリクロロエタン			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
1,3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
ふっ素			
ほう素			
1,4-ジオキサン			

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等	
(2) 水質汚濁防止法に規定する排水基準及び生活環境保全条例に規定する規制基準が定められている物質	カドミウム及びその化合物		
	シアン化合物		
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)		
	鉛及びその化合物		
	六価クロム化合物		
	砒素及びその化合物		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
	アルキル水銀化合物		
	ポリ塩化ビフェニル		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエチレン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	チウラム		水質汚濁防止法第3条 排水基準
	シマジン		生活環境保全条例第28条第1項 排水基準
	チオベンカルブ		
	ベンゼン		生活環境保全条例第28条第1項 排水基準
	セレン及びその化合物		
	ほう素及びその化合物		
	ふっ素及びその化合物		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
	水素イオン濃度(pH)		
	生物学的酸素要求量(BOD)		
	化学的酸素要求量(COD)		
	浮遊物質(SS)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		
フェノール類含有量			
銅含有量			
亜鉛含有量			
溶解性鉄含有量			
溶解性マンガン含有量			
クロム含有量			
大腸菌群数			
窒素含有量			
燐含有量			
ニッケル及びその化合物	生活環境保全条例第28条第1項 排水基準		
外観			
臭気			

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等
(3) その他人の健康を損なうおそれがある物質	アセフェート	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」 平成2年5月24日環水土77号環境庁水質保全局長通知
	イソキサチオン	
	イソフェンホス	
	エトフェンブロックス	
	クロルピリホス	
	ダイアジノン	
	チオジカルブ	
	トリクロルホン (DEP)	
	ピリダフェンチオン	
	フェニトロチオン (MEP)	
	アゾキシストロビン	
	イソプロチオラン	
	イプロジオン	
	イミノクタジン酢酸塩	
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	
	オキシシン銅 (有機銅)	
	キャブタン	
	クロタロニル (TPN)	
	クロネブ	
	チウラム (チラム)	
	トルクロホスメチル	
	フルトラニル	
	プロピコナゾール	
	ベンシクロン	
	ホセチル	
	ポリカーバメート	
	メタラキシル	
	メプロニル	
	アシュラム	
	ジチオピル	
	シデュロン	
	シマジン (CAT)	
	テルブカルブ (MBPMC)	
トリクロピル		
ナプロバミド		
ハロスルフロンメチル		
ピリプチカルブ		
ブタミホス		
フラザスルフロン		
プロピザミド		
ベンスリド (SAP)		
ベンディメタリン		
ベンフルラリン (ベスロジン)		
メコプロップ (MCP)		
メチルダイムロン		

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等
(3) 其他人の健康を損なうおそれがある物質	イプロジオン	「公共用水域における農薬の水質評価指針」 平成6年4月15日環水土86号
	イミダクロプリド	
	エトフェンブロックス	
	エスプロカルブ	
	エディフェンホス(EDDP)	
	カルバリル(NAC)	
	クロルピリホス	
	ジクロフェンチオン(ECP)	
	シメトリン	
	トルクロホスメチル	
	トリクロルホン	
	トリシクラゾール	
	ピリダフェンチオン	
	フサライド	
	ブタミホス	
	ブプロフェジン	
	プレチラクロール	
	プロベナゾール	
	プロモブチド	
	フルトラニル	
	ベンシクロン	
	ベンスリド(SAP)	
	ペンディメタリン	
	マラチオン(マラソン)	
	メフェナセト	
	メプロニル	
	モリネート	
	クロロホルム	
	1,2-ジクロロプロパン	「人の健康の保護に関する要監視項目」 平成5年3月8日環水管第21号通知 平成21年11月30日改正
	p-ジクロロベンゼン	
	イソキサチオン	
	ダイアノジン	
	フェニトロチオン(MEP)	
	イソプロチオラン	
	オキシ銅(有機銅)	
クロロタロニル(TPN)		
プロピザミド		
EPN		
ジクロロボス(DDVP)		
フェノブカルブ(BPMC)		
イプロベンホス(IPP)		
クロルニトロフェン(CNP)		
トルエン	公共用水域と地下水共通項目	
キシレン		
フタル酸ジエチルヘキシル		
ニッケル		
モリブデン		
アンチモン		
エピクロロヒドリン		
全マンガン		
ウラン		
トランス-1,2-ジクロロエチレン		
塩化ビニルモノマー	要監視項目 公共用水域のみ指定	

解説別表3 水質・底質

	物質名	根拠法例等
(4) 水質汚濁 その状態 にある 変化を 及ぼす 指標	水温	公共用水域の水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのある指標
	透明度及び外観	
	陰イオン界面活性剤	
	塩素イオン	
	塩分	
	クロロフィルa	
	電気伝導率	
(5) 底質の 暫定 除去 基準が	水銀	「底質の暫定除去基準について」 昭和50年10月28日環水管第119号
	PCB	

解説別表4 土壌

	物質名	根拠法例等
(1) 環境基準が設定されている物質	カドミウム	環境基本法第16条 (土壌の汚染に係る環境基準)
	全シアン	
	有機燐	
	鉛	
	六価クロム	
	砒素	
	総水銀	
	アルキル水銀	
	PCB	
	銅	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
セレン		
ふっ素		
ほう素		
ダイオキシン類	ダイオキシン特措法第7条	

解説別表4 土壌

	物質名	根拠法例等
(2) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質	カドミウム及びその化合物	土壌汚染対策法に規定する特定有害物質
	六価クロム化合物	
	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(シマジン)	
	シアン化合物	
	N,N-ジエチルチオカルバミン酸s-4-クロロベンジル(チオベンカルブ)	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	ジクロロメタン	
	水銀及びその化合物	
	セレン及びその化合物	
	テトラクロロエチレン	
	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	鉛及びその化合物	
	砒素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
	ベンゼン	
	ほう素及びその化合物	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及びEPNに限る。)		

解説別表4 土壌

	物質名	根拠法例等
(3) 生活環境保全条例に規定する土壌汚染有害物質	カドミウム及びその化合物	生活環境保全条例第65条の3第1項 土壌汚染有害物質
	シアン化合物	
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及びEPNに限る。)	
	鉛及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	砒素及びその化合物	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
	ポリ塩化ビフェニル	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
ベンゼン		
セレン及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
ダイオキシン類		

解説別表5 悪臭

	物質名	根拠法例等
特定悪臭物質	アンモニア	悪臭防止法第2条第1項 特定悪臭物質
	メチルメルカプタン	
	硫化水素	
	硫化メチル	
	二硫化メチル	
	トリメチルアミン	
	アセトアルデヒド	
	プロピオンアルデヒド	
	ノルマルブチルアルデヒド	
	イソブチルアルデヒド	
	ノルマルバレルアルデヒド	
	イソバレルアルデヒド	
	イソブタノール	
	酢酸エチル	
	メチルイソブチルケトン	
	トルエン	
	スチレン	
	キシレン	
	プロピオン酸	
	ノルマル酪酸	
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

別表3 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響評価項目		環境影響要因	区分		供用時					
						施設の存在		施設の供用			
			細目	工事中							
地球環境への 負荷の低減	温室効果ガス		温室効果ガス								
身近な 自然環境の 保全・再生・創出	生物多様性	動物	動物								
		植物	植物								
		生態系	生態系								
	水循環	地下水水位及び湧水の流量									
河川の形態、流量											
海域の流況											
安心して 快適に生活できる 生活環境の保全	廃棄物・ 建設発生土	一般廃棄物									
		産業廃棄物									
		建設発生土									
	大気質		大気汚染								
	水質・底質	公共用水域の水質									
		公共用水域の底質									
		地下水の水質									
	土壌		土壌汚染								
	騒音		騒音								
	振動		振動								
	地盤		地盤沈下								
	悪臭		悪臭								
	低周波音		低周波音								
	電波障害		テレビジョン電波障害								
	日照阻害		日照阻害								
風害		風害									
快適な 地域環境の確保	地域社会	地域分断									
		交通混雑									
		歩行者の安全									
	景観		景観								
	触れ合い活動の場		触れ合い活動の場								
文化財等		文化財等									

別記 環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法

第1 温室効果ガス

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 温室効果ガスに係る原単位の把握

別表2に掲げる温室効果ガスに係る物質のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量に係る原単位を把握する。

イ 排出抑制対策の実施状況

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、次の事項を把握する。

(7) 温室効果ガスの排出を回避又は抑制するための対策

(イ) エネルギーの使用量を抑制するための対策の内容とその効果等

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

対象事業実施区域における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を把握する。

エ その他の必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を、次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況

(イ) 関係法令、計画等

(ウ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 調査地域

調査地域は、特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の地域特性を有する事項については、対象事業実施区域及びその周辺とする。

イ 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理、解析によるものとし、必要に応じて関係機関へのヒアリング等を行うものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した温室効果ガスに関する事項等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等

(2) 温室効果ガスの排出量が地球環境に著しい影響を及ぼさない水準

(3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(7) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、原則として対象事業の供用後、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 温室効果ガスを排出する施設の種類、規模、能力
- b 燃料の種類、消費量
- c 稼働時間
- d 排出ガス量
- e 排出方法等
- f その他必要な事項

(4) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なもの組み合わせで選択する。

- a 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

なお、温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」等による。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点、調査時期は予測時期とする。なお、調査方法は、対象事業により排出される温室効果ガスの量、使用されるエネルギーの量の程度及びそれらの削減の程度について、施設の稼働実績から算定を行う方法によるものとする。

第2 生物多様性（動物）

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 動物の状況

動物の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 陸生動物の状況

- a 動物相
- b 生息環境の特性
- c 注目すべき動物種及び生息地（群集）の状況
- d 動物の生息環境からみた地域環境特性

(イ) 水生生物の状況

- a 水生生物の状況
- b 付着生物の状況
- c 注目すべき水生生物の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (7) 地形、地質の状況
- (イ) 土壌の状況
- (ウ) 水質、底質の状況
- (エ) 水循環の状況
- (オ) 土地利用の状況
- (カ) 関係法令、計画等
- (キ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 動物の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、動物の生息環境に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、動物の生息環境の状況を把握するのに適した時期及び季節的変動を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

なお、現地調査については、調査対象種に応じた学術的に一般に用いられている次の方法を用いる。

- a 陸生動物
動物相調査、聞き取り調査、アンケート調査

- b 水生生物
目視観察調査、ネット法、方形枠法等の調査、聞き取り調査

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 動物の状況」の調査地域とする。

(1) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した周辺地域等の動物の状況等を勘案のうえ、生物多様性の保全を念頭に置いて保全対象を選定し、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 注目すべき動物種、生息地（群集）を保全する水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により状況が変化する次に掲げる項目から、必要なものを選択する。

ア 陸生動物の動物相の変化の内容及びその程度

イ 水生生物相の変化の内容及びその程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 動物の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、動物の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測期間、予測時期

(7) 工事中

工事中の予測期間は、工事期間全体とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測期間は、対象事業に係る工事の完了後、動物の生息環境が安定するまでの期間とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木の伐採計画
- d 土地利用計画
- e 植生保全計画
- f 緑化計画

- g その他必要な事項
- (1) 予測方法
 - 次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。
 - a 対象事業の内容から推定する方法
 - b 類似事例から推定する方法
 - c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査方法は、住民等への聞き取りによる方法も検討する。

第3 生物多様性（植物）

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 植物の状況

植物の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 陸生植物の状況

- a 植物相
- b 生育環境の特性
- c 注目すべき植物種及び植物群落の状況

(イ) 水生植物の状況

- a 水生植物の状況
- b 付着植物の状況
- c 注目すべき水生植物の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (7) 地形、地質の状況
- (イ) 土壌の状況
- (ウ) 水質、底質の状況
- (エ) 水循環の状況
- (オ) 土地利用の状況
- (カ) 関係法令、計画等
- (キ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 植物の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、植物の生育環境に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、植物の生育の状況を把握するのに適した時期及び季節的変動を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

なお、現地調査については、調査対象種に応じた学術的に一般に用いられている次の方法を用いる。

a 陸生植物

植物相調査、植生調査（組成表、群落断面模式図）、毎木調査、活力度調査、聞き取り調査

- b 水生植物
目視観察調査、方形枠法等の調査、聞き取り調査

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 植物の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した植物の状況等を勘案のうえ、生物多様性の保全を念頭に置いて保全対象を選定し、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 注目すべき植物種、植物群落を保全する水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により状況が変化する次に掲げる項目から、必要なものを選択する。

ア 陸生植物の植物相の変化の内容及びその程度

イ 水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 植物の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、植物の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測期間

(7) 工事中

工事中の予測期間は、工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測期間は、対象事業に係る工事の完了後、植物の生育環境が安定するまでの期間とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木の伐採計画
- d 土地利用計画
- e 植生保全計画
- f 緑化計画

- g その他必要な事項
- (1) 予測方法
 - 次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。
 - a 対象事業の内容から推定する方法
 - b 類似事例から推定する方法
 - c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査方法は、住民等への聞き取りによる方法も検討する。

第4 生物多様性（生態系）

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 生態系の状況

生態系の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 生態系の状況

a 生態系を構成する要素の状況

b 食物連鎖の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 地形、地質の状況

(イ) 土壌の状況

(ウ) 水質、底質の状況

(エ) 水循環の状況

(オ) 土地利用の状況

(カ) 関係法令、計画等

(キ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 生態系の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、生態系に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、生態系の状況を把握するのに適した時期及び季節的変動を把握し得る期間とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

なお、現地調査については、調査対象種に応じた学術的に一般に用いられている調査、解析等を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 生態系の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した周辺地域等の生物の状況等を勘案のうえ、生物多様性の

保全を念頭に置いて保全対象を選定し、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 動物種、植物種の多様性を保全する水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により、生態系の状況の変化の内容及びその程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 生態系の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、生態系の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測期間・予測時期

(7) 工事中

工事中の予測期間は、工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測期間は、対象事業に係る工事の完了後、一定期間をおいた時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木の伐採計画
- d 土地利用計画
- e 植生保全計画
- f 緑化計画
- g その他必要な事項

(4) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 対象事業の内容から推定する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査方法は、住民等への聞き取りによる方法も検討する。

第5 水循環

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 水循環の状況

水循環の状況は、次に掲げる事項のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な状況を把握する。

(7) 地下水の状況

- a 地下水の水位及び流動
- b 湧水の分布及び流量
- c 帯水層の状況

(イ) 河川の状況

- a 河川の形態
- b 河川の流量及び水位
- c 洪水及び浸水の履歴

(ウ) 海の状況

- a 海域の流向及び流速
- b 波浪、潮汐、潮流等の状況
- c 海岸及び海底の地形の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (7) 地形、地質の状況
- (イ) 水域利用の状況
- (ウ) 航路の状況
- (エ) 降水量の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 水循環の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により水循環の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される公共用水域、地下水帯水層とする。

調査地点は、対象事業の内容及び河川の状況、水域利用の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、水循環の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるものとし、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いるものとする。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により水循環の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域とする。

(1) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完するものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した水循環の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 水循環の状況に著しい影響を及ぼさない水準

(2) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施に伴い変化する流況、流量、地下水位等とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 水循環の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、水循環の変化の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する影響が最大となる時期とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 樹木の伐採計画
- (b) 土地の改変計画
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 地下水の揚水計画
- (b) 遊水池の設置計画
- (c) 分水嶺の変更状況
- (d) 埋立事業の面積、位置
- (e) 排水路の位置、規模、構造等
- (f) その他必要な事項

(イ) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 理論的解析による方法
- b 水理模型実験による方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測範囲の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査日の決定にあたっては、当日までの降水量に留意する必要がある。

第6 廃棄物・建設発生土

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 廃棄物に関する事項

- a 種類別発生量
- b 資源化の状況
- c 収集運搬の状況
- d 中間処理施設及び処分場の状況

(4) 建設発生土に関する事項

- a 建設発生土の発生量
- b 再利用の状況
- c 処分場の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (7) 土地利用の状況
- (4) 交通の状況
- (ウ) 関係法令、計画等
- (E) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域、調査地点は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

(4) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理による。

また、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等により資料を補完する。

イ その他必要事項

(7) 調査地域、調査地点

調査地域、調査地点は、原則として対象事業実施区域及びその周辺とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した廃棄物・建設発生土の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 廃棄物・建設発生土の発生抑制、再利用等により、最終処分量を最小限にとどめる水準

- (2) 廃棄物・建設発生土の処理体制が、最終処分まで有害物質等による二次公害の発生がなく、適正に確保される水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土が、対象事業の実施により、環境に及ぼす影響の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業が供用され、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 工事施工計画
- (b) 廃棄物・建設発生土の運搬計画
- (c) 減量化、減容化、無害化、資源化計画
- (d) 自己処理計画
- (e) 委託処理計画
- (f) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 計画人口
- (b) 生産工程
- (c) 減量化、減容化、無害化、資源化計画
- (d) 自己処理計画
- (e) 委託処理計画
- (f) その他必要な事項

(4) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

a 発生量、排出量

- (a) 類似事例から推定する方法
- (b) 発生原単位又は排出原単位から推定する方法
- (c) その他適切な方法

b 処理、処分方法等

- (a) 類似事例から推定する方法
- (b) 対象事業の内容から推定する方法
- (c) その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は実態調査によるものとする。

第7 大気質

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 大気質の状況

別表2に掲げる大気質に係る物質のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、濃度及びその変動の状況を把握する。

イ 気象の状況

気象の状況は、大気質の移流や拡散に影響を及ぼす、次に掲げる事項を把握する。

- (ア) 風向
- (イ) 風速
- (ウ) 気温
- (エ) 日射量
- (オ) 放射収支量
- (カ) 雲量
- (キ) その他予測、評価に必要な事項

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 大気汚染物質の主要な発生源の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 大気質の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により大気質の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

年間の大気質の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

必要に応じて経年変化等を把握する。

(ウ) 調査方法

既存資料の収集整理又は現地調査によるものとする。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 気象の状況

(ア) 調査地域、調査地点

大気質の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る調査地域、調査

地点とする。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(イ) 調査期間、調査時期

大気質の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る調査期間、調査時期とする。

(ロ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理又は現地調査による。

なお、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 大気質の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した大気質の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 大気質の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

別表2に掲げる大気質に係る物質のうち、対象事業の実施により大気質の状況に変化を与える物質の濃度等を予測項目とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1(2)ア 大気質の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる大気質の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する汚染物質排出量が最大となる時期とする。

(イ) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

- a 工事中
 - (a) 建設機械に係る条件
 - ・ 種類、台数、配置
 - ・ 稼働条件
 - ・ 汚染物質排出量
 - ・ その他必要な事項
 - (b) 工事用車両に係る条件
 - ・ 工事用車両の台数
 - ・ 走行ルート
 - ・ 稼働条件
 - ・ 汚染物質排出量
 - ・ 工事用船舶の配置
 - ・ その他必要な事項
- b 存在・供用時
 - (a) 固定発生源
 - ・ 汚染物質排出量
 - ・ 排出ガス量
 - ・ 稼働条件
 - ・ 煙源条件
 - ・ その他必要な事項
 - (b) 移動発生源
 - ・ 汚染物質排出量
 - ・ 交通計画
 - ・ 道路構造
 - ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、対象事業の内容、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 模型実験による方法
- c 類似事例から推定する方法
- d 野外拡散実験による方法
- e その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として、予測結果を環境保全目標と対比することにより行うものとする。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」

の方法によるものとする。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 固定発生源からの影響濃度の把握が困難なものについては、発生源における汚染物質排出量を把握する方法による。
- (2) 環境濃度の測定にあたっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。
- (3) 環境濃度の測定にあたっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行い、調査結果と予測結果の検証を行う必要がある。

第8 水質・底質

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 水質・底質の状況

水質・底質の状況は、次に掲げる項目のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な状況を把握する。

(7) 公共用水域の水質の状況

対象事業に係る別表2に掲げる公共用水域中の水質に規定する物質等の濃度及びその変動の状況

(イ) 公共用水域の底質の状況

対象事業に係る別表2に掲げる底質に規定する物質の濃度及びその変動の状況

(ウ) 地下水の水質の状況

対象事業に係る別表2に掲げる地下水の水質に規定する物質等の濃度及びその変動の状況

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 地形、地質の状況

(イ) 水質汚濁物質の主要な発生源の状況

(ウ) 降水量の状況

(エ) 利水の状況

(オ) 関係法令、計画等

(カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 水質・底質の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により水質・底質の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される公共用水域、地下水帯水層とする。

調査地点は、対象事業の内容及び河川の状況、水域利用の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、年間の水質・底質の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。また、必要に応じて経年変化等を把握する。

(ウ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理による方法とし、必要に応じて現地調査を実施するものとする。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いるものとする。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 水質・底質の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した水質・底質の状況を勘案した上で、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 水質・底質の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、調査項目に掲げる水質・底質の状況に規定する物質で、対象事業の実施により、水質・底質の状況に変化を与える物質の濃度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 水質・底質の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる水質・底質の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する排出水の負荷量が最大となる時期とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

a 工事中

- ・ 水質汚濁物質の排出量
- ・ 稼働条件
- ・ 排水口条件
- ・ その他必要な事項

b 存在・供用時

- ・ 水質汚濁物質の排出量
- ・ 稼働条件
- ・ 排水口条件
- ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 水理模型実験による方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、これらについて留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 環境濃度の測定にあたっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。
- (2) 環境濃度の測定にあたっては、発生源状況の把握、水循環の調査等も併せて行う。

第9 土壌

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地歴の状況

地歴の状況は、対象事業が予定されている範囲の過去の土地利用の履歴、過去において別表2に掲げる物質（以下「土壌汚染物質」という。）を取り扱っていた事業場の設置状況、汚染物質の取扱い履歴状況等を把握する。

イ 土壌汚染の状況

土壌汚染の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な土壌汚染物質を選択し濃度を把握する。

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を、次に掲げる中から選択し調査する。

- (ア) 地形、地質の状況
- (イ) 地下水及び帯水層の状況
- (ウ) 利水の状況
- (エ) 土壌汚染の主要な発生源の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地歴の状況

(ア) 調査地域

調査地域は、原則として対象事業が予定されている範囲を中心に、土壌汚染物質の汚染が予想される場合は適宜広く設定するものとする。

(イ) 調査方法

調査方法は、過去の土地利用図、社史等の既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて関係者等へのヒアリングを行うものとする。

イ 土壌汚染の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により土壌の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土壌中の対象物質の濃度、分布状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間、調査時期は、土壌の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理又は現地調査により行うものとする。

なお、現地調査を行う場合は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「イ 土壌汚染の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて関係機関へのヒアリング等を行うものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した土壌の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 土壌の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、土壌に係る土壌汚染物質のうち、対象事業の実施により土壌の状況に変化を与える物質の濃度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2)イ 土壌の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる土壌汚染の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事期間全体とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 建設発生土の量と質
- (b) 建設発生土の処理、処分の方法
- (c) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 事業活動による土壌汚染物質の排出濃度、排出量
- (b) 土壌汚染に対する保全対策
- (c) その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 類似事例から推定する方法
- b 土壤汚染物質の排出量又は排出濃度と土壤の状況等から予測する方法
- c その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は実態調査によるものとする。なお、環境濃度の測定にあたっては、発生源状況の把握、地質調査等も併せて行う。

第10 騒音

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 騒音の状況

別表2に掲げる騒音のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な総合騒音、特定騒音の騒音レベル及びその変動の状況を把握する。

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 騒音の主要な発生源の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 騒音の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により騒音の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。
なお、必要に応じて高さ方向の地点も調査する。

(イ) 調査期間、調査時間帯

調査期間は、騒音の状況を適切に把握し得る期間とする。

調査時間帯は、騒音の状況を適切に把握し得る時間帯又は事業特性及び地域特性を勘案し、騒音の影響が大きいと想定される時間帯とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として現地調査とする。

また、必要に応じて既存資料の収集整理を実施することにより、現地調査結果を補完する。

なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他必要事項

(ア) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 騒音の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した騒音の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 騒音の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により騒音の状況に変化を与える、騒音の発生源による総合騒音及び特定騒音の騒音レベルとする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 騒音の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象事業による騒音の影響が適切に把握し得る地域、地点とする。

なお、保全対象の居住空間が高さ方向にある場合は、必要に応じて高さ方向の地点も予測する。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する騒音の影響が最大となる時期、時間帯とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、次に掲げる前提条件について、必要なものを選択し、整理するものとする。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 使用する機械
- ・ 対象事業の工法
- ・ 工事に係る音源の位置とその数
- ・ 建設機械の稼働条件
- ・ 騒音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 工事用車両

- ・ 工事用車両の走行ルート
- ・ 車種、台数
- ・ 稼働条件
- ・ その他必要な事項

- b 存在・供用時
 - (a) 道路交通騒音
 - ・ 道路構造
 - ・ 計画交通量
 - ・ 設計速度
 - ・ 騒音に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
 - (b) 鉄道騒音
 - ・ 軌道の構造
 - ・ 運行本数
 - ・ 運行速度
 - ・ 騒音に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
 - (c) 航空機騒音
 - ・ 就航機種
 - ・ 飛行計画
 - ・ その他必要な事項
 - (d) 工場、事業場騒音
 - ・ 建物の構造
 - ・ 供用に伴う音源の位置とその数
 - ・ 稼働条件
 - ・ その他必要な事項
- (イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 騒音レベルの測定にあたっては、対象事業の実施に起因する騒音レベルとその他の騒音レベルを区別できる方法を検討する。
- (2) 騒音レベルの測定にあたっては、気象、音源の稼働状況等の調査も併せて行う。

第11 振動

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要なものを選択する。

ア 振動の状況

別表2に掲げる振動のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な振動レベル及びその変動の状況を把握する。

(7) 振動規制法に規定する振動

(4) 生活環境保全条例に規定する振動

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 振動の主要発生源の状況

(4) 関係法令、計画等

(ウ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 振動の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により振動の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(4) 調査期間、調査時間帯

調査期間は、振動の状況を適切に把握し得る期間とする。

調査時間帯は、振動の状況を適切に把握し得る時間帯又は事業特性及び地域特性を勘案し、振動の影響が大きいと想定される時間帯とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として現地調査とする。

また、必要に応じて既存資料の収集整理を実施することにより、現地調査結果を補完する。

なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 振動の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じ現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した振動の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 法令等の基準
- (3) 振動の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により振動の状況に変化を与える、振動の発生源による環境振動及び特定振動の振動レベルとする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 振動の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象調査範囲のうちから当該地域の振動を代表すると予想される地点又は振動の発生源に近接する地点など、対象事業による振動の影響が適切に把握できる地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する振動の影響が最大になる時期、時間帯とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、次に掲げる前提条件について、必要なものを選択し、整理するものとする。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 使用する機械
- ・ 対象事業の工法
- ・ 工事に係る振動源の位置及び数
- ・ 建設機械の稼働条件
- ・ 振動に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 工事用車両

- ・ 工事用車両の走行ルート
- ・ 車種、台数
- ・ 稼働条件
- ・ その他必要な事項

- b 存在・供用時
 - (a) 道路交通振動
 - ・ 道路構造
 - ・ 計画交通量
 - ・ 設計速度
 - ・ 振動に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
 - (b) 鉄道振動
 - ・ 軌道の構造
 - ・ 運行本数
 - ・ 運行速度
 - ・ 振動に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
 - (c) 工場、事業場
 - ・ 建物の構造
 - ・ 供用に伴う振動源の位置とその数
 - ・ 稼働条件
 - ・ その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 振動レベルの測定にあたっては、対象事業の実施に起因する振動レベルとその他の振動レベルを区別できる方法を検討する。
- (2) 振動レベルの測定にあたっては、振動源の稼働状況等の調査も併せて行う。

第12 地盤

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 地盤変状の状況

地盤変状の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な地盤変状の状況を把握する。

イ 地質及び地下水の状況

地質の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次に掲げる事項を把握する。

(ア) 地盤変状の要因と密接に関連する地質及び地質構造の状況

(イ) 土の工学的特性

(ウ) 地下水位の状況、地下水の流向

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を、次に掲げる中から選択し調査する。

(ア) 土地利用の状況

(イ) 地下水利用の状況

(ウ) 降水量の状況

(エ) 関係法令、計画等

(オ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地盤変状の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により地盤の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の実施による影響を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、地盤変状の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

現地で測量する場合の頻度は、周辺地域の変動状況を考慮して設定する。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理による。

なお、現地調査を行う場合は水準測量や沈下計による方法を用いる。

イ 地質及び地下水の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域、調査地点は、「ア 地盤変状の状況」の調査地域、調査地点に準じて設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

地質の状況の調査時期は、一般的には時間的変化が少ないことから、可能な時期に一回実施すればよい。

地下水の状況は年間の変化を適切に把握し得る期間、時期とし、調査期間に豊水期、渇水期を含むように設定する。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合は次に掲げる方法による。

- a 地形については、現地踏査、空中写真、測量等による方法
- b 地質、土質については、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法
- c 地下水位の状況については、観測井等を用いる方法、豊水期と渇水期の地下水の実測値により、地下水面図を作成し推定する方法等
- d 地下水の流向については、流向流速計による方法等

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した地盤の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針の中で設定している目標等
- (2) 地下水障害等の地下環境の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (3) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により地盤の状況に変化を与える地盤の変位量とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 地盤変状の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる地盤変状の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業に係る工事の完了後、適切な期間が経過した時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中、存在・供用時

- (a) 掘削工法（補助工法を含む）
- (b) 掘削深度
- (c) 地下水揚水計画
- (d) その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

なお、調査にあたっては、家屋等の損傷の有無を把握することについても併せて行う。

第13 悪臭

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 悪臭の状況

別表2に掲げる特定悪臭物質及び臭気指数で表示される臭気の程度のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な悪臭物質の濃度又は臭気の程度を把握する。

イ 気象の状況

気象の状況は、悪臭物質の移流や拡散に影響を及ぼす、次に掲げる事項を把握する。

- (ア) 風向
- (イ) 風速
- (ウ) 気温
- (エ) 日射量
- (オ) 放射収支量
- (カ) 雲量
- (キ) その他予測、評価に必要な事項

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 悪臭物質の主要な発生源の状況
- (オ) 関係法令、計画等
- (カ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 悪臭の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により悪臭の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、悪臭の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理又は必要に応じて現地調査を実施するものとする。

なお、現地調査を行う場合は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ 気象の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域及び調査地点は、悪臭の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る範囲及び地点とする。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(4) 調査期間、調査時期

調査期間、調査時期は、悪臭の状況を適切に把握しうる期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるが、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

なお、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 悪臭の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理によるものとし、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した悪臭の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等
- (2) 環境基準、法令等の基準
- (3) 悪臭の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、事業特性及び地域特性を考慮し、特定悪臭物質の濃度及び臭気指数で表示される臭気の程度から必要な項目を選択する。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1(2)ア 悪臭の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる悪臭の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する影響が最大となる時期、期間又は時間帯とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 悪臭を発生する作業の範囲
- (b) 悪臭物質排出量
- (c) 作業条件
- (d) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 悪臭物質排出量
- (b) 臭気排出強度
- (c) 排出ガス量
- (d) 稼働条件
- (e) 排出方法
- (f) その他必要な事項

(1) 予測方法

予測方法については、次に掲げる手法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は原則として現地調査とし、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 特定悪臭物質濃度、臭気指数等の測定にあたっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行う。
- (2) 調査方法は、住民等へのアンケートによる方法も検討する。

第14 低周波音

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 低周波音の状況

低周波音の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な低周波音の音圧レベル及びその変動の状況を把握する。

また、必要に応じて、1/3 オクターブバンド音圧レベル及びその変動の状況も把握する。

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 低周波音の主要発生源の状況

(イ) 関係法令、計画等

(ウ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 低周波音の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により低周波音の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時間帯

調査期間は、低周波音の状況を適切に把握し得る期間とする。

調査時間帯は、低周波音の状況を適切に把握し得る時間帯又は事業特性及び地域特性を勘案し、低周波音の影響が大きいと想定される時間帯とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として現地調査とする。

また、必要に応じて既存資料の収集整理を実施することにより、調査を補完する。

なお、現地調査は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 低周波音の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じ現地調査、関係機関へのヒアリング等によるものとする。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した低周波音の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) 低周波音の状況に著しい影響を及ぼさない水準

(2) その他科学的知見

(3) 類似事例からの推計

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により低周波の状況に変化を与える低周波音の発生源による、低周波音の音圧レベルとする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 低周波の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、調査範囲のうちから当該地域の低周波音を代表すると予想される地点又は低周波音の発生源に近接する地点など、対象事業による低周波音の影響が適切に把握できる地点を選定する。なお、保全対象の居住空間が高さ方向にある場合は、必要に応じて高さ方向の地点も予測する。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として工事に起因する低周波音の影響が最大になる時期、時間帯とする。

(4) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

ウ 予測条件・予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、次に掲げる前提条件について、必要なものを選択し、整理するものとする。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・ 使用する機械
- ・ 対象事業の工法
- ・ 工事に係る音源の位置とその数
- ・ 建設機械の稼働条件
- ・ 低周波音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

b 存在・供用時

(a) 道路交通低周波音

- ・ 道路構造
- ・ 計画交通量
- ・ 設計速度
- ・ 低周波音に対する保全対策
- ・ その他必要な事項

(b) 鉄道低周波音

- ・ 軌道の構造

- ・ 運行本数
 - ・ 運行速度
 - ・ 低周波音に対する保全対策
 - ・ その他必要な事項
- (c) 航空機低周波音
- ・ 就航機種
 - ・ 飛行計画
 - ・ その他必要な事項
- (d) 工場、事業場低周波音
- ・ 建物の構造
 - ・ 音源の位置とその数
 - ・ 稼働条件
 - ・ その他必要な事項
- (イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 経験的モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測範囲の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は原則として現地調査とし、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 低周波音の音圧レベルの測定にあたっては、対象事業の実施に起因する音圧レベルとその他の音圧レベルを区別できる方法を検討する。
- (2) 音圧レベルの測定にあたっては、気象、音源の稼働状況等の調査も併せて行うものとする。

第 15 電波障害

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア テレビジョン放送の受信の状況

テレビジョン放送の受信の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

- (ア) 地上波放送、放送衛星及び通信衛星の受信画像、画質
- (イ) 共聴設備等の設置状況
- (ウ) ケーブルテレビジョンによる再送信の利用等の状況
- (エ) 受信機入力端子電圧

イ 電波到来の状況

電波到来の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

- (ア) 電波受信に影響を及ぼす受信電波の種類
- (イ) 電波の送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力
- (ウ) 電波到来方向、対象事業の位置と送信アンテナとの距離

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 対象事業の実施により設置される工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 反射障害が予測される場合にはその反射方向
- (オ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア テレビジョン放送の受信の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により電波障害を生じると想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び住居の存在、地形の状況等を考慮するとともに、極力均一に分布するように設定する。

(イ) 調査方法

原則として既存資料の収集整理及び現地調査によるものとする。

なお、現地調査を行う場合には、電波測定車等による方法を用いる。

イ 電波到来の状況

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるものとする。

ウ その他必要事項

(ア) 調査地域

調査地域は、原則として「ア テレビジョン放送の受信の状況」の調査地域とする。

なお、必要に応じて電波送信場所と電波障害を生じると想定される地域の間についても調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した受信画像、画質の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) テレビジョン受信の状況を極力悪化させない水準

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、テレビジョン放送の受信障害で、対象事業の実施により変化を与える受信画像、画質とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア テレビジョン放送の受信の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となるテレビジョン放送の受信の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

予測時期は、原則として対象事業の供用後を対象とするが、事業の内容により次のいずれかの時期とする。

(7) 事業実施に伴い建設される工作物については、工事が完了した時期とする。

(4) 鉄道等の運行を伴う対象事業については、事業の供用が開始され、事業活動が定常状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、配置等
- b 土地の改変計画の内容
- c 列車運行計画、航空機運行計画
- d その他必要な事項

(4) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測範囲の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」

の方法によるものとする。

なお、調査方法は、住民等へのアンケートによる方法も検討する。

第 16 日照阻害

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 日照阻害の状況

日照阻害の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 地形の状況

(イ) 土地利用の状況

(ウ) 既存の工作物の位置及び規模

(エ) 既存の工作物のうち、建設予定の工作物との複合影響が生じると想定される工作物からの日影の状況

イ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要な事項。

(2) 調査方法等

ア 日照阻害の状況

(7) 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により影響が生じると想定される範囲とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理による。

また、必要に応じて現地調査を実施することにより、資料を補完する。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 日照阻害の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した日照の状況等を勘案のうえ、居住環境に著しい影響を及ぼさない水準とする。

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、工作物の設置によって発生する日照阻害で、対象事業の実施により変化する日照の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 日照阻害の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる日照阻害の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期、予測日

予測時期は、原則として対象事業の供用後、工作物の工事が完了した時期とする。

また、予測日は冬至のほか、春秋分、夏至とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる以下に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模・配置等
- b 土地の改変計画の内容
- c 日影を受ける既存工作物の規模、配置等
- d その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 時刻別日影図を作成する方法
- b 等時間日影図を作成する方法
- c コンピューターグラフィックを用いたシミュレーションによる方法
- d 天空図又は天空写真を作成する方法
- e その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

第17 風害

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 風の状況

風の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 上空の風向、風速

(イ) 地表付近の風向、風速

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 地形の状況

(イ) 工作物の状況

(ウ) 土地利用の状況

(エ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 風の状況

(7) 調査地域、調査地点

a 上空の風向、風速

上空の風向、風速の調査地点は、対象事業が予定されている範囲の上空又はこれと同等のデータを得られる地点とする。

b 地表付近の風向、風速

地表付近の風向、風速の調査地域は、対象事業の実施により風の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び住居の存在、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、風の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるものとする。

また、必要に応じて現地調査を実施することにより、資料を補完する。

なお、現地調査を行う場合は公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、対象事業の実施により風の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される範囲とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集により行い、必要に応じて現地調査、関係者へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した風の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 住民の日常生活に著しい影響を及ぼさない水準
- (2) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により変化する風向、風速とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 風の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、変化する風の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

予測時期は、原則として対象事業の供用後、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、配置等
- b 土地の改変計画の内容
- c その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 風洞実験による方法
- b 3次元熱流体解析（CFD）による方法
- a 模型実験による方法
- b 数値モデルによる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は原則として現地調査とし、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。なお、次の事項に留意して事後調査を実施するものとする。

- (1) 調査にあたっては、植栽等の環境保全措置の履行状況の把握についても併せて行う。
- (2) 調査方法は、住民等へのアンケートによる方法も検討する。

第18 安全

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 過去の災害等の状況

過去の災害等の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 過去の被災の状況

- a 過去の地震による被災、地盤沈下等の状況
- b 過去の風水害等の自然災害による斜面崩壊、河川の氾濫、浸水等の状況、
- c 過去に発生した類似施設等の火災、爆発、有害物漏洩の状況

(4) 災害等に関わる地形、地質等の状況

- a 地形、地質
- b 地下水位の状況
- c 河川の形態、流量及び溢水等の状況
- d 樹林地等の状況

(ウ) 周辺の土地利用等の状況

- a 建築物利用状況（木造住宅地の分布等）
- b 人口の状況
- c 産業の状況
- d 道路の状況
- e 防災体制の状況（避難場所、避難経路、浸水対策）

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 関係法令、計画等

(4) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施又は供用により、災害が発生した場合の影響が及ぶと想定される範囲又は地点とする。

イ 調査方法

原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

また、必要に応じ、関係機関へのヒアリング等により資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した安全の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 施設利用者及び周辺住民の安全が確保される水準
- (2) 関係法令等の基準

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施による安全性の確保の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、対象事業実施区域とし、予測地点は、対象となる施設の位置とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、工事期間全体とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業に係る工事の完了後の適切な時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 対象事業の工事に伴う土地の改変計画
- (b) 傾斜地保全工事計画
- (c) 樹林伐採計画
- (d) 工事施工計画
- (e) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 浸水に対する防災計画
- (b) 対象事業の供用に伴う危険物保有量と安全対策
- (c) 防災対策
- (d) 有害物使用施設稼動計画
- (e) その他必要な事項

(1) 予測方法

予測方法は、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は環境の保全のための措置が確実に実施されているかを、現地調査、聞き取り調査又はしゅん工図書等による確認により行う。

第19 地域社会

1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、事業特性、地域特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 地域社会の状況

(7) 日常生活圏等の状況

日常生活圏等の状況は、土地の改変又は工作物の設置によって変化する、地域社会の地域分断に関係する次に示す事項について把握する。

a 地域の組織上の一体性

- (a) 日常の生活圏
- (b) 公共施設等の位置
- (c) 種類及び利用状況
- (d) 地縁による団体の状況

b 地域住民の日常的な交通経路

- (a) 地域住民の交通経路及び交通の状況
- (b) 学区、通学路の状況
- (c) 公共交通機関の状況
- (d) 避難場所等の状況

(イ) 地域交通の状況

地域交通の状況は、地域社会の交通に関係する次に示す事項について把握する。

- a 生活道路の状況
- b 主要な交通経路及び交通量の状況
- c 主要交差点における交通処理
- d 交通安全対策の状況
- e 交通事故の発生状況

(ウ) 歩行者の状況

歩行者の状況は、歩行者の安全な通行に関係する次の事項について把握する。

- a 主要な通行経路、歩行者数、歩行空間の幅員、その他歩行者の安全な通行に関する事項
- b 工作物の設置、撤去による通行経路の変化、歩行空間の幅員の変化、その他歩行者の工事中の安全な通行に関する事項

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細に必要なとなる次の事項を調査する。

- (7) 関係法令、計画等
- (イ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 地域社会の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域及び調査地点は、対象事業の実施により地域社会に相当程度影響を及ぼすと

想定される範囲、地点とする。

(イ) 調査期間、調査時期

調査期間及び調査時期は、地域社会の状況を適切に把握し得る時期、期間とする。

(ウ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理による。

また、必要に応じて現地調査を実施、関係機関へのヒアリング等により、資料を補完する。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、「ア 地域社会の状況」の調査地域に準じる。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した地域社会の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 交通安全上支障がなく、著しい混雑を生じない水準
- (2) 地域住民の利便性、安全性が向上する水準
- (3) 歩行者の安全で円滑な通行が確保される水準
- (4) 地域社会の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- (5) その他科学的知見

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により変化する状況の程度とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 地域社会の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象となる地域社会の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、原則として、工事の最盛時など地域社会に最も影響を及ぼす時期とする。

(イ) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常な状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

a 工事中、存在・供用時

- (a) 土地の改変計画
- (b) 交通計画
- (c) 交通量
- (d) 走行速度
- (e) 歩行者交通量、歩行速度
- (f) 保全対策
- (g) その他必要な事項

(i) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 数理モデルによる方法
- b 対象事業の内容から推定する方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

第20 景観

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 景観の状況

景観の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 地域景観の特性

主要な景観の構成要素（建築物、緑地、農地、樹林地、自然的地形、海、道路、河川、橋梁、文化財等）及びこれらの構成要素が一体として有している特性

(4) 主要な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観

主要な眺望地点の位置及び分布状況、眺望地点からの景観の特徴、眺望領域、景勝地の種類

イ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 関係法令、計画等

(4) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 景観の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、主要な眺望地点からの可視領域のうち、景観に相当程度影響を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び周辺地域等の景観の特性を参考に設定する。

(4) 調査時期、調査時間帯

調査時期は、景観の状況が把握できる適切な時期とし、必要に応じて四季を通しての景観を考慮すること。

調査時間帯は、昼夜など景観の特性に応じた適切な時間帯とする。

(4) 調査方法

調査方法は、次の方法を基本とする。

a 地域景観の特性

土地利用図等既存資料の収集整理及び写真撮影等現地調査の方法による。

b 主要な眺望地点からの景観

土地利用図等既存資料の収集整理及び写真撮影等現地調査の方法による。 イ そ

その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 景観の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した景観の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 優れた景観を保全する水準
- (2) 周辺景観の調和を著しく損なわない水準
- (3) 眺望を著しく阻害しない水準
- (4) 新たな景観の創造

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、調査項目に掲げる景観に規定する項目で、対象事業の実施により変化する景観の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 景観の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、変化する景観の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

予測時期は、原則として工事完了直後とする。また、必要に応じてその後の適切な時期にも実施する。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、デザイン、配置
- b 土地の改変計画、修景計画、その他必要な事項

(イ) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 完成予想図の作成による方法
- b 可視領域図の作成による方法（フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックス等）
- c 模型による表示をする方法
- d 類似事例から推定する方法
- e その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

第 21 触れ合い活動の場

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 触れ合い活動の場の状況

触れ合い活動の場の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等

(4) 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等

(ウ) 触れ合い活動の場までの経路、交通手段

イ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し調査する。

(7) 関係法令、計画等

(4) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、触れ合い活動の場に相当程度影響が及ぶと予想される範囲、地点とする。

イ 調査時期、調査期間、調査時間帯

調査時期、調査期間及び調査時間帯は、触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る時期、期間又は時間帯とする。

ウ 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理及び現地調査とする。

また、必要に応じ、関係機関へのヒアリング等により資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した触れ合い活動の場の状況を勘案したうえで、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) 触れ合い活動の場及びその利用に著しい影響を及ぼさない水準

(2) 本市が定めた計画、指針等の中で設定している目標等

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により、触れ合い活動の場及びその周辺地域に影響を与える恐れのある項目から、必要なものを選択する。

ア 触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度

イ 触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度

ウ 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 触れ合い活動の場の状況」の調査地域、調査地点を

勘案し、変化する触れ合い活動の場の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期、予測時間帯

(7) 工事中

工事中の予測時期は、工事期間全体とする。また、予測時間帯は調査により把握した触れ合い活動の場が最も利用される時間帯とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常な状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、次に掲げる前提条件について、必要なものを整理する。

- a 土地の改変計画
- b 土地利用計画
- c 対象事業の施設の運用計画
- d その他必要な事項

(1) 予測方法

予測方法については、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 対象事業の内容と触れ合い活動の場を重ね合わせる方法
- b 事業に伴い発生する他の環境影響評価項目の予測結果と触れ合い活動の場を重ね合わせる方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。

第 22 文化財等

1 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性、地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 文化財の状況

文化財の状況は、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

(7) 文化財の種類

(イ) 文化財の所在の位置又は範囲

(ウ) 文化財の指定区分及びその概要

イ 埋蔵文化財包蔵地の状況

(7) 埋蔵文化財包蔵地の位置又は範囲

(イ) 内容及び分布状況等

ウ その他必要事項

別表 1 の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し調査する。

(7) 関係法令、計画等

(イ) その他予測、評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 文化財等の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、文化財等に損傷、改変等の影響が及ぶと想定される範囲、地点とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、原則として既存資料の収集整理によるものとする。

また、必要に応じて現地調査を実施することにより、資料を補完する。

なお、現地調査を行う場合は関係機関等の意見を参考にして行う。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

調査地域は、原則として「ア 文化財等の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

2 環境保全目標の設定

環境保全目標は、調査により判明した文化財等の状況を勘案のうえ、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の価値が損なわれることなく保存される水準

(2) 保存が困難なものについては適正な記録保存

3 予測

(1) 予測項目

予測項目は、対象事業の実施により、文化財等に影響を与える恐れのある項目から、必要な

ものを選択する。

ア 文化財の現状変更、損傷、改変等の程度

イ 文化財の周辺環境の改変の程度

ウ 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域、予測地点は、「1 (2) ア 文化財等の状況」の調査地域、調査地点を勘案し、対象とする文化財等の状況を適切に把握し得る地域、地点とする。

イ 予測時期

(7) 工事中

工事中の予測時期は、工事期間全体とする。

(1) 存在・供用時

存在・供用時の予測時期は、対象事業に係る工事の完了後及び供用開始後で、文化財等への影響が発生すると想定される適切な時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、対象事業の内容の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 土地の改変計画

b 土地利用計画

c その他必要な事項

(1) 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

a 対象事業の内容から推定する方法

b 類似事例から推定する方法

c その他適切な方法

4 評価

評価は、原則として予測結果を環境保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点、調査時期は予測時期、調査方法は「1 調査」の方法によるものとする。